

使用済み小型家電の回収リサイクル



しんじょう
SHINJO CITY, Yamagata Japan

ハートシール事業

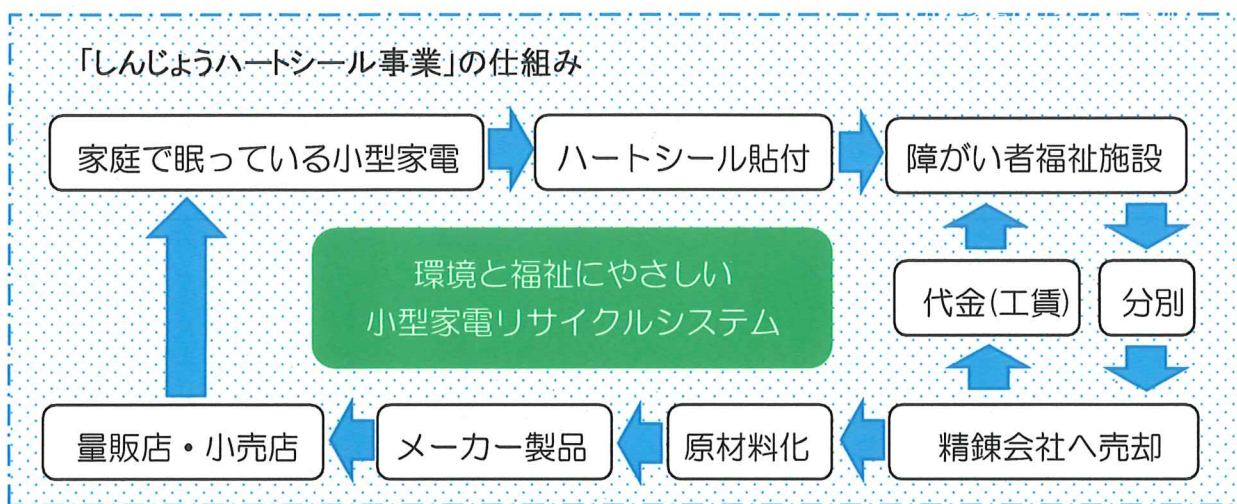


「しんじょうハートシール事業」とは、障がい者福祉施設と新庄市が取り組む「環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム」の愛称です。

ご家庭で眠っている携帯電話やパソコンなど「使用済み小型家電」は、「都市鉱山」と言われるほど貴重な資源です。これを細かく分解・分別する作業に障がい者福祉施設の方が従事し、分別されたものは、全国の精錬会社で買い取られることで障がい者福祉施設で働く障がい者の方の工賃となります。

「しんじょうハートシール事業」に参加して、使用済み小型家電のリサイクルへご協力をお願いします。

「しんじょうハートシール事業」の仕組み



● 回収方法

チラシ裏面に記載の対象小型家電を下の「常設回収場所」までお持ちください。

(※②の施設へ持ち込む際は、あらかじめ施設へご連絡ください。)

● 常設回収場所

①新庄市環境エネルギー課	平日 8:30～17:15／☎29-5826（沖の町 10-37 第2庁舎）
②シャイニー升形新庄	平日 9:00～15:00／☎32-1727（大字升形 1047-1）
③リサイクルプラザもがみ	平日・日曜 8:30～16:00／☎32-2042（舟形町富田字桧原沢 3471-31）
④わくわく新庄	開館時間内（回収 BOX へ投函…22 cm × 11 cm 以内のもの）

注意事項

- 回収できるものは、家庭から排出される小型家電に限ります。（事業所からの排出は不可）
- 一度回収した小型家電は返却できませんので、確認のうえ排出してください。
- 個人情報のはあらかじめ消去してください。 ●CD や DVD などのディスク類は回収できません。
- 取り外し可能な電池やバッテリー、プリンターのインクなどは取り外してください。

平日に持ち込むのが難しい方は……

エコすく資源回収プロジェクト においても回収します（主催：新庄市衛生組合連合会）

開催日時：毎月 **第3土曜日** 午前9時から午前11時まで

場 所：市役所第2庁舎玄関前（旧上下水道庁舎）

回収品目：使用済み小型家電 / 古紙類（ダンボール・新聞・雑誌・ざつ紙・牛乳パック）

対 象 品 目			
通信機械	電話機（ダイヤル式除く）	カー用品	カーナビゲーションシステム
	FAX		カーカラーテレビ
	携帯電話・スマートフォン		カーDVD
	公衆用PHS端末		カーステレオ
電子機器	ラジオ		カーCD
	ビデオテープレコーダー		カーMD
	DVD・BDプレーヤー		カーアンプ
	DVD・BDレコーダー		カーチューナー
	ビデオカメラ		カーラジオ
	プロジェクター		VICSユニット
	BS/CSアンテナ		ETC車載ユニット
	CSデジタルチューナー	パソコン類・ゲーム機	デスクトップ型パソコン本体
	地上デジタルチューナー		ノートパソコン
	ケーブルテレビSTB		モニター一体型パソコン
	デジタルオーディオプレーヤー		液晶モニター（ブラウン管除く）
	テープレコーダー		タブレット
	MDプレーヤー（ディスク除く）		ワープロ（ブラウン管除く）
	CDプレーヤー（ディスク除く）		プリンター（トナー・インク外す）
	ICレコーダー		フォトリンター（インク外す）
	アンプ		キーボード・マウス・テンキー
	ヘッドホン・イヤホン		USBメモリー・メモリーカード
	通信カラオケ		ハードディスク・基盤
	レーザーディスクカラオケ装置		ハブ・ルーター
	CDラジカセ		据置型ゲーム機
	電子書籍		携帯型ゲーム機
	電子辞書		ミニ電子ゲーム機
	デジタルカメラ		※コード類は切断せずにお持ちください※

※上記品目のほか、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」第1条に記載されている品目も回収対象です。詳しくは担当課までご確認ください。

！家電リサイクル法対象品は回収できませんのでご注意ください！

※家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、対象外です。処分方法は配布している「ごみと資源物の分け方・出し方ガイドブック（家庭用2025年版）」をご確認いただくか、担当課までご連絡ください。

お問合せ先（担当課）：新庄市環境エネルギー課 ☎29-5826